

第六十一回国会 大蔵委員會議録 第二十四号

昭和四十四年四月二十三日(水曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 金子 一平君

理事 毛利 松平君

理事 渡辺美智雄君

理事 村山 喜一君

理事 伊藤宗一郎君

理事 木野 晴夫君

正副書記長 西岡 武夫君

本名 武君

吉田 重延君

平林 剛君

河村 勝君

出席國務大臣

大蔵大臣 福田 赳夫君

出席府政務委員

大蔵政務次官 上村 千一郎君

大蔵省主計局次長 相沢 英之君

大蔵省主計局次長 海堀 洋平君

通商産業政務次官 藤尾 正行君

通商産業省鉱山局長 長橋 尚君

石炭局石炭部長 長橋 尚君

委員外の出席者

専門員 坂井 光三君

四月二十三日

委員北山愛郎君辭任につき、その補欠として島上善五郎君が議長の名で委員に選任された。

委員島上善五郎君辭任につき、その補欠として

同

第一類第五号

大蔵委員會議録第二十四号

昭和四十四年四月二十三日

北山愛郎君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三四号)

○田中委員長 これより會議を開きます。

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

の要旨の上から見て、その所期の目的を達成する自信があまりでございませうか。その点を率直にやはり国民に披露する段階が今日の段階ではないだろうかと思ふのですが、その点について説明をいただきたいと思います。

○海堀政務委員 私が答へる立場にあるかどうかと思ひますが、御説明申し上げますと、結局いままでとつてまいりました施策がうまくいかなかったのはいろいろな原因があるかと思ひますが、一番なのは、やはり何と申しましても前提に置きました要件が多少無理があつたということが一つあるのだらうと思ひます。それから日本經濟の伸長に應じて、一般的に労働力不足というやうな点から、労働者の確保等につきましても意にまかせないというふうな点からいふまでもないで今日の事態を迎えた。それで今回の措置をとるについて考えました点は二つほどあります。

一つは、あまり無理なことを考え方の前提にとるなということ、たとえば賃金のアップについては一〇%を前提とする、それからたとえば原料炭のごときは、國際的に見ても今後相当な需要超過といひますか、そういう点から値上がりも考えられるかと存じますが、これも現在の炭価を横ばいに置くというふうに、まず前提を現在考えられるところとしては妥協なところを置いたということが第一点でございます。

それから、二番目に考えましたのは、従来の措置は常に過去の欠損といひますかそういうものをただ救済してきたというものであつて、その点今後はそういう考え方を捨てて、多少國費の負担はふえても、そのときどきでものごとを解決していこう。たとえば安定補給金、要するに出炭についての安定補給金を相当に増額する。それから、いままで政府関係の金融機關を含まして金融機關からの非常に無理な融資をしていたものを、事業

団からの無利子の貸し付け金にするということ、そういったその場その場でそのときどきの措置は完結していこうというふうな考え方に立つて措置をとつたわけでございます。

ただ、しかしながら、この措置をとつたから、現在の石炭産業の全体がこの措置で十分にやつていけるかということになりますと、これには先生のおっしゃるやうに疑問があらうかと思ひます。したがひまして、石炭産業審議會の答申におきましても、この措置は國家が考えられる措置として、は極大のものであるから、この措置を前提として、もしこれでやつていけないというところにつきましましては、早くみずからの進退を判断をして決していただきたい、こういうふうにいふ申していただくでございます。したがひまして、現在の出炭のベースがそのまゝ持続するというふうには政府としても考えておりませんので、大体五年後には三千五、六百万トン程度という出炭ベースになるか。ただ三千五、六百万トン程度になりますと、現在の措置で相当——それが多少ずつ縮小するかと存じますが、ある程度安定的な出炭が五年後以降は確保していけるのではなからうかというふうな考えております。

○上村政府委員 村山先生がいろいろ石炭対策につきましまして御指摘になりました点は従来いろいろと石炭の鉱業対策については政府もその政策を樹立した、けれども、これはガンをみないものでなかなかうまくいかぬじゃないか。それが証拠には、従来の施策を大きく手直ししなければならぬという事態になつておるのではないかと。そういう点からいへば今回の対策もこれまでとちがうまいかぬじゃないかというやうな御趣旨かと思ひます。先生も御案内のように、石炭鉱業対策というものが、現在非常にむずかしいものである。なおこれは日本だけでなく、世界的にい

○村山(喜)委員 私は、石炭政策に関する問題について、政府が今日までとつてまいりました対策が、はたして実情は所期の目的を達成したのかという立場から考えてみると、これは意欲的に処理をしようというかまゝはとつてみたけれども、どうにもならなかつた。言うならば、ガンの症状を持つてゐる病人に対する投薬をやつてみたけれども、どうにもしようがない、こういうやうな症状が今日の石炭対策の現状だらうと思ふのです。そしてなほここに新しく石炭対策特別会計法の一部を改正をいたしまして、そして対策を講じようとしても、これもまた一生懸命努力はしてゐるけれども、どうにもならない。結局のところは石炭山といふのはつづれてしまつて、その地位を石油に譲るのではないかと、こういうふうには見なければならぬのではないだろうか。

そういう立場から、今日まで取り組んでまいりました施策が間違ひだといふことを言つて、それで責めるつもりはありませんけれども、しかしながら、今後とらうとする対策ではたしてその目的を達成することができたらうかどうかというこのことを考えますと、それはむずかしいと思ひざるを得ないのでありますが、あなた方は、この法案

の要旨の上から見て、その所期の目的を達成する自信があまりでございませうか。その点を率直にやはり国民に披露する段階が今日の段階ではないだろうかと思ふのですが、その点について説明をいただきたいと思います。

○海堀政務委員 私が答へる立場にあるかどうかと思ひますが、御説明申し上げますと、結局いままでとつてまいりました施策がうまくいかなかったのはいろいろな原因があるかと思ひますが、一番なのは、やはり何と申しましても前提に置きました要件が多少無理があつたということが一つあるのだらうと思ひます。それから日本經濟の伸長に應じて、一般的に労働力不足というやうな点から、労働者の確保等につきましても意にまかせないというふうな点からいふまでもないで今日の事態を迎えた。それで今回の措置をとるについて考えました点は二つほどあります。

一つは、あまり無理なことを考え方の前提にとるなということ、たとえば賃金のアップについては一〇%を前提とする、それからたとえば原料炭のごときは、國際的に見ても今後相当な需要超過といひますか、そういう点から値上がりも考えられるかと存じますが、これも現在の炭価を横ばいに置くというふうに、まず前提を現在考えられるところとしては妥協なところを置いたということが第一点でございます。

それから、二番目に考えましたのは、従来の措置は常に過去の欠損といひますかそういうものをただ救済してきたというものであつて、その点今後はそういう考え方を捨てて、多少國費の負担はふえても、そのときどきでものごとを解決していこう。たとえば安定補給金、要するに出炭についての安定補給金を相当に増額する。それから、いままで政府関係の金融機關を含まして金融機關からの非常に無理な融資をしていたものを、事業

団からの無利子の貸し付け金にするということ、そういったその場その場でそのときどきの措置は完結していこうというふうな考え方に立つて措置をとつたわけでございます。

ただ、しかしながら、この措置をとつたから、現在の石炭産業の全体がこの措置で十分にやつていけるかということになりますと、これには先生のおっしゃるやうに疑問があらうかと思ひます。したがひまして、石炭産業審議會の答申におきましても、この措置は國家が考えられる措置として、は極大のものであるから、この措置を前提として、もしこれでやつていけないというところにつきましましては、早くみずからの進退を判断をして決していただきたい、こういうふうにいふ申していただくでございます。したがひまして、現在の出炭のベースがそのまゝ持続するというふうには政府としても考えておりませんので、大体五年後には三千五、六百万トン程度という出炭ベースになるか。ただ三千五、六百万トン程度になりますと、現在の措置で相当——それが多少ずつ縮小するかと存じますが、ある程度安定的な出炭が五年後以降は確保していけるのではなからうかというふうな考えております。

○上村政府委員 村山先生がいろいろ石炭対策につきましまして御指摘になりました点は従来いろいろと石炭の鉱業対策については政府もその政策を樹立した、けれども、これはガンをみないものでなかなかうまくいかぬじゃないか。それが証拠には、従来の施策を大きく手直ししなければならぬという事態になつておるのではないかと。そういう点からいへば今回の対策もこれまでとちがうまいかぬじゃないかというやうな御趣旨かと思ひます。先生も御案内のように、石炭鉱業対策というものが、現在非常にむずかしいものである。なおこれは日本だけでなく、世界的にい

の要旨の上から見て、その所期の目的を達成する自信があまりでございませうか。その点を率直にやはり国民に披露する段階が今日の段階ではないだろうかと思ふのですが、その点について説明をいただきたいと思います。

○海堀政務委員 私が答へる立場にあるかどうかと思ひますが、御説明申し上げますと、結局いままでとつてまいりました施策がうまくいかなかったのはいろいろな原因があるかと思ひますが、一番なのは、やはり何と申しましても前提に置きました要件が多少無理があつたということが一つあるのだらうと思ひます。それから日本經濟の伸長に應じて、一般的に労働力不足というやうな点から、労働者の確保等につきましても意にまかせないというふうな点からいふまでもないで今日の事態を迎えた。それで今回の措置をとるについて考えました点は二つほどあります。

一つは、あまり無理なことを考え方の前提にとるなということ、たとえば賃金のアップについては一〇%を前提とする、それからたとえば原料炭のごときは、國際的に見ても今後相当な需要超過といひますか、そういう点から値上がりも考えられるかと存じますが、これも現在の炭価を横ばいに置くというふうに、まず前提を現在考えられるところとしては妥協なところを置いたということが第一点でございます。

それから、二番目に考えましたのは、従来の措置は常に過去の欠損といひますかそういうものをただ救済してきたというものであつて、その点今後はそういう考え方を捨てて、多少國費の負担はふえても、そのときどきでものごとを解決していこう。たとえば安定補給金、要するに出炭についての安定補給金を相当に増額する。それから、いままで政府関係の金融機關を含まして金融機關からの非常に無理な融資をしていたものを、事業

団からの無利子の貸し付け金にするということ、そういったその場その場でそのときどきの措置は完結していこうというふうな考え方に立つて措置をとつたわけでございます。

ただ、しかしながら、この措置をとつたから、現在の石炭産業の全体がこの措置で十分にやつていけるかということになりますと、これには先生のおっしゃるやうに疑問があらうかと思ひます。したがひまして、石炭産業審議會の答申におきましても、この措置は國家が考えられる措置として、は極大のものであるから、この措置を前提として、もしこれでやつていけないというところにつきましましては、早くみずからの進退を判断をして決していただきたい、こういうふうにいふ申していただくでございます。したがひまして、現在の出炭のベースがそのまゝ持続するというふうには政府としても考えておりませんので、大体五年後には三千五、六百万トン程度という出炭ベースになるか。ただ三千五、六百万トン程度になりますと、現在の措置で相当——それが多少ずつ縮小するかと存じますが、ある程度安定的な出炭が五年後以降は確保していけるのではなからうかというふうな考えております。

○上村政府委員 村山先生がいろいろ石炭対策につきましまして御指摘になりました点は従来いろいろと石炭の鉱業対策については政府もその政策を樹立した、けれども、これはガンをみないものでなかなかうまくいかぬじゃないか。それが証拠には、従来の施策を大きく手直ししなければならぬという事態になつておるのではないかと。そういう点からいへば今回の対策もこれまでとちがうまいかぬじゃないかというやうな御趣旨かと思ひます。先生も御案内のように、石炭鉱業対策というものが、現在非常にむずかしいものである。なおこれは日本だけでなく、世界的にい

の要旨の上から見て、その所期の目的を達成する自信があまりでございませうか。その点を率直にやはり国民に披露する段階が今日の段階ではないだろうかと思ふのですが、その点について説明をいただきたいと思います。

○海堀政務委員 私が答へる立場にあるかどうかと思ひますが、御説明申し上げますと、結局いままでとつてまいりました施策がうまくいかなかったのはいろいろな原因があるかと思ひますが、一番なのは、やはり何と申しましても前提に置きました要件が多少無理があつたということが一つあるのだらうと思ひます。それから日本經濟の伸長に應じて、一般的に労働力不足というやうな点から、労働者の確保等につきましても意にまかせないというふうな点からいふまでもないで今日の事態を迎えた。それで今回の措置をとるについて考えました点は二つほどあります。

一つは、あまり無理なことを考え方の前提にとるなということ、たとえば賃金のアップについては一〇%を前提とする、それからたとえば原料炭のごときは、國際的に見ても今後相当な需要超過といひますか、そういう点から値上がりも考えられるかと存じますが、これも現在の炭価を横ばいに置くというふうに、まず前提を現在考えられるところとしては妥協なところを置いたということが第一点でございます。

それから、二番目に考えましたのは、従来の措置は常に過去の欠損といひますかそういうものをただ救済してきたというものであつて、その点今後はそういう考え方を捨てて、多少國費の負担はふえても、そのときどきでものごとを解決していこう。たとえば安定補給金、要するに出炭についての安定補給金を相当に増額する。それから、いままで政府関係の金融機關を含まして金融機關からの非常に無理な融資をしていたものを、事業

団からの無利子の貸し付け金にするということ、そういったその場その場でそのときどきの措置は完結していこうというふうな考え方に立つて措置をとつたわけでございます。

ただ、しかしながら、この措置をとつたから、現在の石炭産業の全体がこの措置で十分にやつていけるかということになりますと、これには先生のおっしゃるやうに疑問があらうかと思ひます。したがひまして、石炭産業審議會の答申におきましても、この措置は國家が考えられる措置として、は極大のものであるから、この措置を前提として、もしこれでやつていけないというところにつきましましては、早くみずからの進退を判断をして決していただきたい、こういうふうにいふ申していただくでございます。したがひまして、現在の出炭のベースがそのまゝ持続するというふうには政府としても考えておりませんので、大体五年後には三千五、六百万トン程度という出炭ベースになるか。ただ三千五、六百万トン程度になりますと、現在の措置で相当——それが多少ずつ縮小するかと存じますが、ある程度安定的な出炭が五年後以降は確保していけるのではなからうかというふうな考えております。

○上村政府委員 村山先生がいろいろ石炭対策につきましまして御指摘になりました点は従来いろいろと石炭の鉱業対策については政府もその政策を樹立した、けれども、これはガンをみないものでなかなかうまくいかぬじゃないか。それが証拠には、従来の施策を大きく手直ししなければならぬという事態になつておるのではないかと。そういう点からいへば今回の対策もこれまでとちがうまいかぬじゃないかというやうな御趣旨かと思ひます。先生も御案内のように、石炭鉱業対策というものが、現在非常にむずかしいものである。なおこれは日本だけでなく、世界的にい

の要旨の上から見て、その所期の目的を達成する自信があまりでございませうか。その点を率直にやはり国民に披露する段階が今日の段階ではないだろうかと思ふのですが、その点について説明をいただきたいと思います。

○海堀政務委員 私が答へる立場にあるかどうかと思ひますが、御説明申し上げますと、結局いままでとつてまいりました施策がうまくいかなかったのはいろいろな原因があるかと思ひますが、一番なのは、やはり何と申しましても前提に置きました要件が多少無理があつたということが一つあるのだらうと思ひます。それから日本經濟の伸長に應じて、一般的に労働力不足というやうな点から、労働者の確保等につきましても意にまかせないというふうな点からいふまでもないで今日の事態を迎えた。それで今回の措置をとるについて考えました点は二つほどあります。

一つは、あまり無理なことを考え方の前提にとるなということ、たとえば賃金のアップについては一〇%を前提とする、それからたとえば原料炭のごときは、國際的に見ても今後相当な需要超過といひますか、そういう点から値上がりも考えられるかと存じますが、これも現在の炭価を横ばいに置くというふうに、まず前提を現在考えられるところとしては妥協なところを置いたということが第一点でございます。

それから、二番目に考えましたのは、従来の措置は常に過去の欠損といひますかそういうものをただ救済してきたというものであつて、その点今後はそういう考え方を捨てて、多少國費の負担はふえても、そのときどきでものごとを解決していこう。たとえば安定補給金、要するに出炭についての安定補給金を相当に増額する。それから、いままで政府関係の金融機關を含まして金融機關からの非常に無理な融資をしていたものを、事業

団からの無利子の貸し付け金にするということ、そういったその場その場でそのときどきの措置は完結していこうというふうな考え方に立つて措置をとつたわけでございます。

ただ、しかしながら、この措置をとつたから、現在の石炭産業の全体がこの措置で十分にやつていけるかということになりますと、これには先生のおっしゃるやうに疑問があらうかと思ひます。したがひまして、石炭産業審議會の答申におきましても、この措置は國家が考えられる措置として、は極大のものであるから、この措置を前提として、もしこれでやつていけないというところにつきましましては、早くみずからの進退を判断をして決していただきたい、こういうふうにいふ申していただくでございます。したがひまして、現在の出炭のベースがそのまゝ持続するというふうには政府としても考えておりませんので、大体五年後には三千五、六百万トン程度という出炭ベースになるか。ただ三千五、六百万トン程度になりますと、現在の措置で相当——それが多少ずつ縮小するかと存じますが、ある程度安定的な出炭が五年後以降は確保していけるのではなからうかというふうな考えております。

○上村政府委員 村山先生がいろいろ石炭対策につきましまして御指摘になりました点は従来いろいろと石炭の鉱業対策については政府もその政策を樹立した、けれども、これはガンをみないものでなかなかうまくいかぬじゃないか。それが証拠には、従来の施策を大きく手直ししなければならぬという事態になつておるのではないかと。そういう点からいへば今回の対策もこれまでとちがうまいかぬじゃないかというやうな御趣旨かと思ひます。先生も御案内のように、石炭鉱業対策というものが、現在非常にむずかしいものである。なおこれは日本だけでなく、世界的にい

の要旨の上から見て、その所期の目的を達成する自信があまりでございませうか。その点を率直にやはり国民に披露する段階が今日の段階ではないだろうかと思ふのですが、その点について説明をいただきたいと思います。

いと石炭鉱業に對しまして各国において苦勞されておるといふことだけは、これはおわかりかと思つてございませう。

それで、御案内のように、昭和四十三年の四月二十六日に通商産業大臣が、今後の石炭対策はいかにあるべきかといふのを石炭鉱業審議場に諮問をされた。そして昭和四十三年十二月二十五日に答申が出てゐる。それに基づきまして、昭和四十四年、今年に入つて一月十日に閣議決定をいたしてあるわけでございます。その閣議決定の線に沿ひまして、結局、今後の石炭対策に対する政策を樹立して、それに関連しまして、結局今回大蔵省のほうとしましては、石炭対策特別会計法の一部改正というふうな状態になつてまいりましたことは、先生御案内のとおりだと思つてございませう。

それで、私は、率直にいいまして、非常にむずかしい問題である、けれども、何とかして日本の石炭鉱業に對しましてこれが対策を講じなければならぬといふふうに考えられるわけでございます。して、この基本的な問題につきましては、石炭鉱業審議会の答申のほしがきにございませう。『わが国経済は、高度の成長を遂げた結果、諸産業におけるエネルギー源の流体エネルギーへの転換を加速するとともに、石炭鉱業にとつて死活問題ともいえる労働力の需給に著しい変化をもたらしした。加ふるに、採掘条件が次第に悪化するといふ事情もあつて、今日のわが国石炭鉱業は、現行の対策のもとにおいては、その存続自体が困難な状態となつてゐる。』といふ基本的認識のもとに対策を樹立するといふことになつた。こういう点からいいますれば、先生も御指摘のように、結局従来いろいろと石炭対策については政府その他においても施策をとつてきたじゃないか。しかも、現在においては、このままでいいたならば存続自体が困難な状態になるということになるとする、従来の施策といふものはどうもうまくいかない、見通しを誤つたんじゃないか。そうすると、今回やるやつも同じように見通しを誤りはせ

ぬかといふような点になるかと存じますけれども、しかし、慎重に石炭鉱業審議会におきましていろいろ対策を協議し、あらゆる石炭鉱業に對しましての施策を検討された結果、今回の法案審議ということになり、特にただいま御審議を賜わりますのは、それに関連いたしまして、特会法の一部改正をお願いしてゐる、こういう段階になつておるわけでございます。でございませうが、簡単にいくかといふことになりませう。それが、まずと安易に答えるほど簡単な問題じゃない。しかしながら、とにかく大きく今後の対策によつて改善措置を講じ、ひとつその所期の目的を達するように全努力をあげて取組んでいかなければならぬ、こういうふうな心がまえでおる次第であります。

○村山(書)委員 今度新しい石炭対策のために再建交付金制度の創設であるとか、あるいは安定補給金の拡充であるとかいふ措置がとられたわけですが、そういうふうなわけの対策効果がそれぞれ第一次肩がわり、第二次肩がわり等と合せて計算をしてみますと八百十円だ、こういうふうな聞かされてあります。ところが、トン当たり損失を計算してみると九百十円だ。とするならば、その百円というものは企業努力によつて達成をしない。その企業努力といふことは悪いところを切つて捨てる、そういうふうにしてやります、なるほど採算部門だけが残つていく、こういうことにならう。そうすれば、やはりトン当たり八百十円くらいの収支の差額を補うことができない。だといふ計算基礎は私も聞いたのであります。しかし、一体そういうふうにしていったときに、石炭のトン当たりの価格は変わらない、対策効果は八百十円くらいのものが出るという想定でやられる。ところが、一体そういうところに労働者を集めることができるのか、労働者を集めることができないのか。私は、その点がこれからの一番ポイントになってくると思つたのですが、その点をどういふふうにあなた方は解決しようとしておられるのですか。

この前、雄別の炭鉱がああいうような事故を起こしました。保安対策の上から見ましても、これからな災害が発生する可能性はあるわけですが、そういうふうなところに、今日でさえも人手不足時代なのに、わざわざ保安状態もよくない、しかも賃金もあまりよくない、労働強化は迫つてくるというふうなところに入つて命をかけるがらやるといふのは、若い人はもう出てきませんわね。中高年層の人は残つておるけれども、それももう早く山をおりて、どこかほかの仕事につきたいといふふうなやつになつて浮き足立つておるわけでしょう。そこへ持つてきて、あなた方が今度つづける山について特別サービス、特別閉山交付金等をやるからといふふうなことで退職金等についても非常に優遇措置がとられる。こういうふうなことになるから、ますますうちの山も早くやめてくれぬかといふことになつてしまつて、何のために働くのかといふふうなことになりかねない。私は、そういうふうな意味において、このような対策を打つてしまつても労働者が山に働かなくなるのではないかと思つたのですが、その点はいじょうぶですか。

○海堀政府委員 先ほどの先生の二つのうちのまず初めの、この対策による効果と損益の見込みといふ問題でございますが、これは現在どこまでをどう考へるかといふ点にもかかつてどう考へるかと思つたが、一応大手の非常に悪いところを除きました十社をとつて考へました場合には、対策の効果は、先生から先ほどお話がありましたように、四十四年度では八百五十円前後といふふうなところかと思つたが、その後四十五年度以降は多少それがふえるという面もありまして、特に悪いところを除きましてはほぼ自産炭損益で均衡する。それに兼業部門なんかで多少の黒字を見れば、これは減価償却も全部含めたところで考へておられますので、十分収支を償つていたのはなかりうか。しかし、いま申し上げましたのは、全部が全部生きていくという意味ではございませんで、たとえば兼業の三社のごときは石炭部門の損

益は非常に悪い。こういうところは、はたしてそんな悪い損益で石炭を続けなければいけないのかどうかといふ点も、基本的に考へてみていただかなければならないのではないかとおもうふに思つております。

それから労働者の問題、これは確かに現状がすでにそういう問題をかかえて各鉱山とも非常に苦惱してゐることは事実でございます。その点につきましては、今回の対策の前提として考へました賃金の上昇は、一応平均一〇%といふものを前提としたわけでございます。この前の対策のときにはたぶん七%を前提として考へたのじゃなからうかと思つた。しかし、この一〇%が十分であるかどうかといふ問題になりますと、今後の推移にかゝるわけでございます。その点はやはり能率のいい山を続けていくためには、そのときどきの一般的な賃金動向といふものを十分踏まえて、施策をそのときどきでまた考へていくといふ以外にないのじゃなからうか。予定しました一〇%で必ず押さへるとか、それでいくのだといふふうにかつちきめてしまふのも危険だし、また一〇%必ず上げるのだといふふうにも考へられないわけでございます。まして、それはそのときどきの労働情勢によりまして弾力的に考へていく以外にはないのではなからうかと思つた。

○村山(書)委員 私は、もう一つ問題になるのは、過去において石炭の安定政策のためといひますか、石炭の再建のために三千億くらいの金を使った、けれども今日このやうな状態になつた、こういうことがよく言われる。一体交付金なり補助金なりといふものは、その産炭地域の事業団や石炭鉱業事業団あるいは合理化事業団等の出資金等いろいろ合せて、そういうやうな出資金、交付金、補助金、これを合せてきたときに、一体そういうやうな金になるのかどうかです。これ、ちよつと年度別に明らかにしてもいいと思つたのですが、その点はどういふことになつておりますか。

○海堀政府委員 まことに申しわけございませ

が、ちょっと御質問の意味がくみ取れなかったの  
であります、もう一度……。

○村山(書)委員 昭和三十五年からですか、石炭  
対策のために国費をつぎ込んできたのが約三千億  
といわれる。その国費の中には、交付金である  
とあるいは補助金であるとかあるいは出資金であ  
るとか、あるいは融資金といいますが、そういう  
ような形のものがあろうかと思うのです。そう  
いうような資金がどういうふうな年度別に  
支出をされているのか、それを明らかにして  
いた。それでその総額がどういうふうになっ  
ているのか。今度また五カ年間で四千五百億の金  
をつぎ込もうとしているわけですから、やはり過去  
の三千億つぎ込んだ実績というものをこの際  
分析をして、それが何にもならなかったという事  
態が生じたら、今後においても四千五百億の金  
をつぎ込んでみたってこれは何にもならぬわけ  
ですから、意味ないわけですから、その数字を明  
かにしてほしい。

○海堀政府委員 いま資料は手元に大体あるので  
ございすが、計算をさせておきますので、後刻  
お答えさせていただきます。

○村山(書)委員 それはあとで示していただき  
たいと思います。

そこで、関税収入の見込みを、四千六百億で  
すか、そして剰余金百億、合わせて四千七百億とい  
うのが向こう五カ年間の収入として見積もられる  
わけですね。これには重油等が主になるわけ  
でしょうが、一体原油、重油というものを日本の港  
にそのまゝ入れて、そしてコンビナートで処理を  
する、そういうような方式をこれからやはりと  
り続けていくという形で考えれば、なるほどそう  
いうことになるかと思うのです。また重化学工  
業の発達に伴ってそれだけ消費量というものは  
増えていくでしょうから。しかし、だんだんに  
私もこれははつきり実情を押えているわけじゃ  
ないが、最近輸入原油の中に占める硫黄の  
含有率が少ない石油と、それから硫黄分がまだ相  
当多くて公害の源になるような石油がある。そこ

で、日本のようなこういうような人口が密集をし  
た地域にわざわざそういうような公害源を含む原  
油を持ち込んで、日本のコンビナート地帯で  
脱硫装置をつくる、そして五十億も六十億もか  
かるような脱硫装置をこしらえて、そこで盛んに公  
害源を発生させながら精製をするようなやり方  
は、これはやり方としておかしいのじゃないか。  
もうこの際、いわゆる原油の生産地においてそ  
ういうような精製をするような装置をつくって、そ  
こから入れるような長期的な構想をこの際持つべ  
きではないか、こういうような話がありますね。  
そうなるか、一体いまのよう関税収入と  
いうものが収入として将来にわたって得られると  
いう見通があるかという一つ。

それからもう一つは、従価税率一・二%のうち  
一・〇%を特別会計のほうに入れて石炭の救済策に  
使うという考え方、残り二%をそのほかのものに  
使うのだという切り切り方を今日までやってきた  
のですが、これは一体今後もうそういうような考  
え方していくべきかというふうな大蔵省はなぜ考  
えているか。私たちは、国内のエネルギー資源を活用  
するということとはよくわかります。しかしながら、  
その金を入れてそれだけ効果があれば、またこれ  
もけっこうでしようが、効果が。しかもそれは  
私的資本に対して担保力も設定をしない。  
担保能力もない、担保物件も設定もできないよう  
な企業に金をつぎ込んで。しかもそれはわづ  
かの金ではあらず。この五年間に四千数百億  
という金をつぎ込む。それで自立達成できるよ  
うなことになるか、これも一つの政策としてはあり  
得るでしよう。しかしながら、それともうあや  
しいというふうな、なぜ——関税というものは  
やはり国民の税金です。税金をその部門だけに  
つぎ込まなければならぬのか。これはやはり  
今日の私の素朴な質問だけではなしに、国民の中  
にそういうような考え方があるのじゃないかと私  
は思う。盛んに食糧の赤字を云々します。しか  
し、食糧の赤字以上の問題としてやはりこの際考  
えるべき段階にきているのではないか。そういう

ようなことを考えますと、いまのような資本の所  
有形態の中に企業というものを置いておくとい  
うことは、国民に対して良心がある官僚の皆さん  
であれば、申しわけないという気持ちに立たなけ  
ればならないと私は思うのですが、今後やはり一  
二%の従価税率のうちの一・〇%を特別会計に入れ  
ていってやるのだという考え方をずっととり続け  
ていくつもりなのですか。これは国民の税金をど  
う使うかという問題に關係をするわけなのです  
から、その点をはつきりと説明を願いたい。

○海堀政府委員 今後の石油関係の、原油で輸入  
して精製するか、または精製して製品の形で入  
れるかという問題は通産省の問題でございます  
で、通産省から後刻お答えをさせていただきます  
存じます。

問題は、財源の確保でございますが、たとえど  
ういう形になりましたら、ここで御審議いただ  
いておきます対策費として五年間に約四千数百億  
というものは、いまここで法案を特別会計法、それ  
から実体法のほうを含めまして御審議いただ  
いて可決いたしますれば、この財源は何らかの形で確  
保せざるを得ないということに相なるかと存  
じます。したがって、それが製品で入る場合にも  
はりそこらに適當な課税を続けていかざるを得ない  
のじゃないかというふうな考えております。

それから、二つございまして、なぜこれだけの  
厚い施策をとるのかということ、なぜそれを原  
油関税に財源を求めるのかという点だろうと思  
います。

なぜこれだけ厚い施策をとるのかという点につ  
きましては、これにはいろいろ御意見もあろうか  
と思ひますが、相当石炭産業についての従業者  
の数も減ってきておりますし、またエネルギーとし  
ての日本の中におけるウエートも非常に落ちてき  
ているということは事実でございますけれども、  
やはりこれが地域と関連のある、要するに移動性  
のない企業なものでございまして、その地域に  
とりましては相當重要な意味を持っている。した  
がつて、これが急速に衰退していくということ

は、やはりそれぞれの地域にとっては非常に重要  
な問題でございますので、今回の対策は決して無  
理に従来のように五千万トン維持していこうと  
いうことではなくて、非常に厚い施策でござい  
ますが、この厚い施策を限度といたしまして、その  
範囲内で徐々に非効率なものはやめていただ  
いて適正な規模に持っていくべきだということ  
に、忍びがたきを忍んで国が措置をとったのだ  
というふうに私も考えております。

それから、なぜ原油関税にその財源を求める  
のかということでございますが、これはやはりエ  
ネルギーということで、そのエネルギーの一環で  
ある非常に重要な伸びている原油にその財源を  
求めたわけでございます。これはドイツとか同  
じように対策をとっている国等の先例等も参考  
にいたしました。とりまして措置でございまして、特  
にこれではなければならないという積極的な理由と  
いうものはないのではなからうかと思ひます。ド  
イツ等の先例を参考にしてこういう措置をとった  
わけでございます。

○上村政府委員 事務的に以外に政策的な内容を非  
常に含んでおりますから、私から少し答弁をさ  
していただきます。

実は、先生が御指摘されておりますことは基本  
的な点であり、なおきわめて重要な点であるか  
と思ひます。先生のお考えにつきましては、  
これは一つの大きな見識あるものの考え方  
であると思ひます。

ここで問題になるのは、石炭産業というものは  
一体必要なのか必要でないのか、必要であると考  
えればこれは再建しなければならぬ。ここ  
のところが基本的認識かと思ひます。先生  
が、これはいろいろ考えもございしますが、先生御  
承知のとおり、石炭産業審議会などもこの点に  
ついてははつきりと基本的姿勢を打ち出してお  
る。そして、わが国の石炭産業は困難な局面にある  
が、需要面から原料炭についてはわが国鉄鋼業の  
基礎原料である。長期的見地から国内における出  
炭の確保が必要である。どのくらいにするかとい

うことにつきましては、すでに先生も御承知のとおりでございます。また一般炭についても、電力需要などを中心としてな相当量の需要がある。そういう見地から安定した出炭供給ができるという出炭体制を確立するために、ぜひこの石炭鉱業の再建が必要である。こういう基本的認識のもとに立って、その方策を答申されております。

先ほど先生が御指摘になりました労働力の確保というものはどうか、これも審議会の答申の一番基本的な姿勢におきまして、それが非常にむずかしい重点であることがわかるわけでございます。でございますが、石炭鉱業の再建がぜひ必要であるという基本的認識のもとに、この労働対策につきましては指摘をして、そして、今日の炭鉱をめぐる労働条件、労働環境はなお十分とは言いがたい状況にあるのであるから、ひとつ炭鉱労働者の定着及び確保とか、閉山に伴う離職者に対する退職手当の充実とか、あるいは離職者の対策の改善などについて、政府は十分配慮をする必要があるという御指摘のもとに、これがそうであるという御指摘において閣議決定をして、そしてその方向でまあとつぎの御指摘の目的を達していこう、こういうわけでございます。いま先生がいろいろと御指摘をされました点につきましては、ある意味におきましては基本的姿勢につきましても御指摘もあるわけでございます。したがって、ただいま政府としては、結局この審議会の答申の線に沿ひまして、しかも従来、とにかく石炭関係につきましては日本の経済再建について大きなエネルギー源を供給した重要なものである、その施策をやつていき、なお今後とも再建の必要があるということになりますれば、むずかしいけれども、とにかく所期の目的を達する意味において全努力をあげていこう、こんなような考え方になつておるわけでございます。いまの御指摘のような点につきましては、私もほとんどうにいろいろと考えさせられる点も率直にあるわけでございますが、そんな次第で全努力をあげておる、こういうわけでありませう。

○村山(喜)委員 ここまで国のほうからめんどろを見てもらひ、そして税金を使ひしてもらつて、そして私企業としてよくも涼しい顔をしてもられるものだと、実は石炭協会の経営者の人たちがそういうふうには私に思ふのです。それは国民の声だと思ふのです。その石炭協会の会長が、事もあらうに参議院の特別委員会に出てきて、これはわれわれの責任じゃない、今日石炭産業がこういうふうになつたのは政府が悪いんだ、国会が悪いんだ、こういうふうな発言をしたのでしよう。これは一体どうなんですか。石炭部長は、その石炭協会の会長が発言をしたそのことについてどのような措置をとられたのですか。大体、石炭協会というものは政府の資金をかかめるような存在として今日おるのでしょうか。そういうような状態の中にあつて、そしてそのようなことを国会に出てきて堂々と発言をする。それであるならば、もうそういう立場に立つべきじゃないですか。私は、少なくとも企業家の責任というものは、人間として従業員が最低の生活が保障できる、文化的な生活が保障できる賃金が支払える企業でなければだめだと思ふのです。命がなくなるような、そういうような保安施設の中で働かせるというのはいけません。それで、そういうような状態において、そして仕事をやつてもうけよう、もうけることができるけれども、国が悪い、国会が悪い、そういうようなことを言うて、しゃあしゃあとして、今も八百八十四億ですかの金をつぎ込んでやろうとして、それでも将来については見通しはあまり好ましくない。一体こういうふうな、なぜ特別会計法の一部を改正してやらなければならぬのか、私たちは疑問を抱きます。その石炭協会会長が発言をしたその後の措置については、どういうような措置をおとりましたか。

○長橋政府委員 ただいま御指摘の先週の十六日におきます石炭協会大規模会長の参議院での発言につきましては、業界指導の責めにございます通産省といたしまして、まことに申しわけなく存じておる次第でございます。さつそくに当日、石炭協会会長を当省に招致いたしました。十分に説諭をいたしますとともに、業界といたしましては翌十七日には社長会を開きまして、あらためてこの事態を反省し、今後に向かつての所信と決意というものを明らかにいたしました次第でございます。業界のほう全体といたしまして、会長の発言問題につきましては深く反省をし、問題になりました。ただいま御指摘の、前回の根本策がくずれた原因は政府、国会の段階で業界の要望がいられなかったことにあるといつたような発言につきましては、これを業界といたしましては取り消しをお願いし、あらためて過去についての反省と今後に向かつての努力を経営者としていたす、こういう所信と決意を表明いたしている次第でございます。

御指摘の経営者のあり方につきましては、石炭鉱業審議会の昨年十二月二十五日の答申におきましても「石炭鉱業の再建の成否は、石炭企業自身の経営努力の如何に係つてゐる。今日のこの深刻な事態に至るまで企業が局面打開のため必らずしも全力をふりしぼつたとはいひがたいので、この際、各企業とも、自己責任原則の自覚のうえにたつて、事業の運営に臨むべきである。」そしてこの五年間にわたつて四千二百億というふうな国の助成の限界とも申すべき格段の措置を講ぜられるにあつた企業としての責任を明確にして今後に処すべきであるということ随所にうたつてゐるわけでございます。当省といたしましては本月二日、北海道の茂尻炭鉱で起こりました重大災害にあたりまして、四月七日には経営者を、大手につきましましては全社の社長を大臣が招致いたしました。やますれば石炭経営者は国の助成に安易に依存する傾向があるというふうな世間の批判がある事態のもとで、ひとつこの真を明らかにする意味において格段の奮発をされたといふことも大臣から直接に戒告をいたしておるわけでございます。今後につきましては、通産省といたしましては十分に業界指導の責めを果たしてまいりたい所存でございます。

○村山(喜)委員 その石炭協会会長は発言を取り消して陳謝したんですか、どこで陳謝したんですか、陳謝しておりますかお聞きせんか、いかがですか。

○長橋政府委員 陳謝いたしております。当日の委員会のあと、またその後協会全体といたしましてあらためて決意を表明いたしました。あとも、関係の先生方に陳謝の意を表して回つた次第でございます。

○村山(喜)委員 私は、そのような思ひ上がった態度をとるのには何か裏があるような気がしてなりません。そういうようなことを国会の場においても発言をしてしやあしやあとしておる。そういう態度の中にはまさに、私企業の自分たちの利益のために国民の税金を縦横に使ひ得る力が自分たちにあるのだという思ひ上がった考え方を持っておるのじゃないか。私は、自分のところに石炭一きれ出るわけじゃございせん。しかしながら、今日炭鉱で働く労働者の諸君が、エネルギー資源を確保するために、命の危険な状態の中にもかかわらざるがままに、気の毒だ、という気持ちを持っておる。しかしながら、石炭山を経営する諸君が、今日までこういうふうな恩恵を受けながら、今後においてもなお四千五百億圓くらいの資金を仰ぎながら——これは国民の税金です、それを使ひしてもらひながら、そういうような状態で私企業の体制を維持しながら、しかも国民に対して、国民の代表である国会に出て議員の前でそういうふうなことを発言をする。まさにあなた方もなめられたものだ、また国会のほうもなめられたものだと思ふのです。そういうふうな意味においては、一体今度のこの特別会計法を通してやるの、これはこの委員会が採決をしはくはしない、反省の実を示してもらはうまではしつかりこの法案をかかえておくという必要性が出てきたと私は思ふのです。そういうふうな意味から、他院で発言をしたことであるといへ、われわれのところには——新聞紙上では発言をしたという事実を知り

ました。私はそれを見て憤慨にたえません。それでこの法案については通したくないと思つて、反省がなければ、そういうような気持がしてなりませんか。それは、そういうような態度をその当事者には示されたかもしれないけれども、われわれのところには聞かえてきておりません。そういうような問題を考へてまいりますと、もう少しあなた方が、業界の指導については適切な厳正な措置をおとりになるのが正しいのではないかと思います。そこで、その点については今後どのような措置をとられるかひとつ見ておきたいと思つています。

それからもう一つ、大臣もお見えになったので、先ほど以来いろいろエネルギー資源対策の問題で質疑をしておるのですが、一体こういうような関税収入を、五方年間四千六百億くらいの収入見込みがある。その一二%のうちの一〇%をこれに充てて、そして四千五百億くらいの金をつぎ込んで再建措置をしようと思つておるのだけれども、どう考へてみて再建の見込みは私はないと思つた。大体人が集まらぬと思つた。もう若手は就職をしませんから、いま働いてる人たちがやめたあとには新規の労働力は補充できません。命の心配があるような職場で働く者はいないはずで、そうなつてくると、賃金はどうかというところ、賃金は安い。もう中学校を卒業したばかりの初任給のほうが高いくらいになつて、平均賃金も、そういうようなところでは、働こうとしても人は集まらぬ。人が集まらなければ、機械化しようとしたらそれは限界があります。一体企業として、あなた方はこうして提案をされましたが、これは成り立つていくのだという自信がありますか。あとはもう国の資金をつぎ込まぬでも五年後には完全に一人前で存立するようにになりますという自信があつて提案をされたものだと思いますが、間違ひございませんか。

○福田田務大臣 今回の法律は、石炭鉱業審議会、各界の専門家、有識者が集まりましてきつめて念入りの調査をしてくれた、その答申に基づいて御提案を申し上げておるわけです。この審議会

の主事者、皆さん方の御意見では、これ以上の案はできない、これが最終のものである、これによつて必ず石炭鉱業の再建ができる、かように申しております。政府もぜひこれを実行してもらいたい、こういうことであるので、大体そのまゝ立法化したしまして、いま御審議をお願いしております、こういうことであります。通産省でもよく検討されまして、これでいくかはあつて、これでいいじやうぶだ、かように考へております。

○村山(喜)委員 紋切り型の答弁をいただいたわけですが、どうも私は自信がない。いままでの実績から見ても自信がない。これからやろうとしておる中身を見ても自信がないと思つた。しかたがないからやつておるのだというふうな受け取つておりますが、結果を今後見てみなければ何とも言えませんけれども、中身についてちょっと事務的にお尋ねしておきます。

それは企業ぐるみの閉山ですね。この場合には退職金の手当は、労働協約あるいは退職金の支給規程によつて七五%ですか、支給をするというところの中身の問題です。これは大手十三社のいわゆる平均賃金、それにいわゆる退職給付規程というのですか、これをもとにして支給をする、こういうことになつたのですか。そうすると、労働条件の非常ないいところと悪いところとあります。いいところは平均になつたら下げられ、悪いところは上がつていく、こういうことになりませんか。そういうような問題が出たときにはどういうふうにされるのか。それから社内預金、未払い賃金等については七五%相当額が出される。その他が五〇%ですか。そういうようなことで債務については保証をするというのですか。片一方組夫については、離職金というのは今後検討しよう、こういうことですね。そうすると同じ人間でも、正式の従業員ですか、イコールそれは労働組合の組合員でしようね。それについては非常に優遇規定ができ上がる、これはけつこうなことです。組夫は離職金の交付については今後検討をしたいという

ので、全然見込みはないわけですね、いままでのところは。そういうような措置のやり方というものは石炭政策に対する政府の指導として正しいのかどうか。特別閉山交付金というものを支給する、これは国家資金を出してやるわけでしょう。しかも期末手当に見合う分も五万円やる、解雇予告手当も三十日分やるというのでしよう、片一方は。退職金も七五%は保証します。片一方のほうは何にもやらない。一体そういうような政策がいいことかどうか。私はこの中身を見ながら、そういうふうになつておると思つたので、それが違つておつたらかんべんをお願いしたいのですが、その問題についてあなた方はどういうふうな措置をされたか。

それからもう一つは、同じ会社でも赤字をかかえてやる会社があります。その会社の中で、この山は残すんだというのがあります。そうすると、それは二、三年間は山として残るかもしれないけれども、もうやめる会社が、三つくらいやめる山がある。そうすると残りのほうは、おれもこの際やめさせてくれというところになつて、二年先にはやめるのですから、二年先のことも、いまやめて別なところへ就職したほうがいい、これだけの金をもらつて、こういうことになりませんか。二年間お残りの山は一生懸命働きますということになりませんか。私は、そういうような問題を考へていきますと、これから炭鉱ももう災害は絶対に発生しないんだ、安心して健康で働きたい場所、まことに快適な労働ができるんだ、こういうふうなふうにはならないと思つた。やはり保安に幾ら金を入れてみても災害はやつてくる。ましてや左前になりつづつあるのですから、保安は手抜きになるでしよう。だから、国のほうから金をつぎ込んで、本来会社が保安業務をやらなければならぬのに、国のほうがあんなふうに見るというふうになつておるでしよう。そういうふうな状態の中で、はたしてその労働者を確保できるのであつたかどうか。どうも怪しくなつてくるので、こういうような退職金制度で企業閉山をす

るところは何とか処理ができる。そういういたしますと、今後さらに、おれのところももう赤字があるからというので、赤字をつくつて企業閉山に持つていこうということになりませんか。

○長橋政府委員 お答え申し上げます。

まず、企業ぐるみの閉山の制度で閉山をいたしました会社の離職者に対する退職金の取り扱ひでございます。これは御指摘のように、金融債務あるいは一般債務、鉱害債務等各種の債務とのバランスも十分考慮しながら取り扱ひを考へてまいつたわけでございます。

まず、各企業ごとによつて取り扱ひが異なつてまいりました退職金規程があるわけでございますが、その中で、まず本人の都合で退職いたしました場合の退職金規程というのが一つございます。それから会社の都合で、たとえば閉山の会社の都合で解雇をするという場合の加算規程があるわけでございます。先生御指摘のように、大手の平均で退職させます場合の加算分については、各企業かたりの凹凸もございまして、国の政策として交付金を出すという筋合いからいたしまして、この退職金の一部分でございまして加算分について大手の平均値をとつたわけでございます。全体といたしまして、こういふプールによつて非常な得をするところと損をするところが出てくるというふうな結果には相ならないものと思つております。

それから、組夫の取り扱ひでございますが、これは現在、組夫につきましても、石炭鉱業合理化臨時措置法によりまして規則が加えられております。政府といたしまして、できるだけこれと最低限度に押える、臨時的な仕事に一定の届け出と承認を受けた人数の範囲内で使う、こういうふうな制度になつておりますが、申し上げるまでもなく、組夫は、組頭と申しますが、それと炭鉱との契約に基づいて、坑内等におきまして作業をいたしていただくわけですが、従来からの合理的な法に基づきます鉱山労働者に支払われる離職金

の対象にはなっておらなかったわけでございます。今回、企業ぐるみ閉山等に対処いたしました。各企業は、そういう離職金が組夫には出ない、こういう前提のもとで善処をいたしてまいりました。御指摘のような、同じ穴の中で働いている者の間に大きな差別があつてはいけないというような観点から、企業ぐるみ閉山を企図しております経営者に対して、組夫に対しても所定の賃金の未払い分が残らないように、それからまた最後にせんべつというような意味におきまして、一定の要件を備えた者に対しては一月分程度の金が支払われるように指導をいたしてまいりました次第でございます。

それから第三点、今後炭鉱労働者を確保していかうか、雇用の安定を期し得るかどうかという御指摘でございます。この点につきましては、まず退職金につきまして、他の債務とのバランスを考えながらも、できるだけ手厚い措置を講じましたのも、最後まで残った労働者が著しく不利な扱いを受けないように、これが今後の雇用の安定を期していく一つの大きな前提条件である、かような考え方に立っているわけでございます。

それから、保安の確保につきましても、補助金を、保安に限りましては安定補助金のほかに特別に拡充創設をいたしたわけでございますが、保安について経営者が、できるだけ政府の補助金がないから保安確保ができなかったということにならぬように、国へのもたれかかりという面をできるだけ排しますように、補助金としては特定のガス抜き、密閉等のものに限りまして、あとはできるだけ安定補助金に助成体系を統合するという方向で助成の仕組みが考えられているわけでございます。そういう助成面からも経営者の国へのもたれかかりということを排しながら、自主保安というところにつきまして一そうの監督規制をきびしくいたしまして、労働者が安心して働ける職場の造成に企業として最大限の努力を払わせることを考えている次第でございます。

労働者の確保につきましては、そのほか、炭鉱住宅の整備、北海道あたり寒冷地におきます外便所、外水道の炭鉱労働者住宅というふうな面につきましても、合理化事業団の無利子融資の一部をさまして、これの解消に逐次つとめてまいるといふことも考慮いたしている次第でございます。

○村山(喜)委員 そうすると、一人平均幾らになるのですか。退職金と自己都合分の金額、それから会社都合分のものとして国が定めるもの、それに期末手当の見合いの五万円、それから解雇予告手当の一月分を入れて、平均一人幾らになります。そのほか未払い賃金と社内預金の七五%相当分を交付するでしょう。これが百三十億ありますね。そうすると企業ぐるみ閉山の場合には一人幾ら見てくれるのですか。それによつてあと最後まで働いてもらう労働確保のために役に立つ、なるほどそれはそうです。それはそれで一生懸命働いてもらったのですからいいのですが、そういうような措置が今後とられるとした場合には、だんだんに山の経営者がほかの部門に手を出したりして、企業ぐるみ閉山をしなくちゃならぬといううなところがほかにも出てくるのじゃないか。経営能力のない経営者の場合に、そういううな場合もあり得るわけでしょう。そういう心配はないのかということを言っているのですよ。それはあります。それだけなんです。はっきりお答えをいたして、もう時間がありませんから私も質問をやめますが、その点明確に……

○長橋政府委員 お答え漏らしました。企業ぐるみ閉山の制度を考えましたゆえんは、今後新しい石炭対策でできるだけ再建の軌道に炭鉱業全体を乗せてまいるという中で、現実企業としてどうしてもやっつけていけない、非常に大きな長期負債をかかえている、こういうふうな状況の企業が存在しているわけでございます。これをいわば野たれ死に的な状態にいたします場合には、従業員に多大の迷惑をかけるばかりでなく、関係債権者ともより産炭地の地域社会に非常に大きな混乱を生ずることになるわけでございます。そういう

社会的な混乱を回避するための特別臨時の制度として考えた次第でございます。そういう意味合いにおきまして、期間もできるだけ短いことが筋合いであるわけでございますが、二年間の臨時制度というところを考えた次第でございます。

それで、今後こういう制度がある限りは、できるだけ借金をつづけて早くこの制度に乗ったほうが得だ、こういう経営者の判断にならないか、こういう御指摘でございますけれども、この点につきましては、今後の金融情勢、石炭業に對しましては非常にきびしい面があるわけでございます。政府としても全体として石炭を再建の軌道に乗せるということ、この際各企業に最大限の努力を要請いたしますとともに、どうしてもやっつけていけない企業は、今後はこの制度がなくなりましてあとも残ります一般閉山交付金の制度のもとで対処してもらつて、かように考えているわけでございます。御指摘のような借金をどんどんつづけて企業ぐるみ閉山制度にもたれ込んでくる、こういうふうな御心配はないものと考えております。

それから、退職金について一人当たり幾らくらになるかという御指摘でございますが、これは各企業ごとに平均勤続年数も違つておりますし、また、規定そのものにも内容の相違がございます。いま全体の一人当たり平均の数字をちょっと手元に持ち合わせておりませんが、企業ぐるみ閉山を受けます三社につきまして労働者一人当たりの平均といたしましては、先ほどの一人頭五万円の特別加給金及び一月分の解雇予告手当というものを除きましていわゆる退職手当相当分といたしましては、大体七十万円から九十万円ぐらいの各企業別の一人当たり平均にならうかと思ひます。これは先ほど申しました平均勤続年数の相違で修正されないままの数字を申し上げた次第でございます。

○村山(喜)委員 特別閉山交付金という制度が創設される、そういうような中において非能率炭鉱の整理をやる、こういうような計画でございます。それに伴う労働者対策、従業員の生活を考慮してやるというこの面については、私は異論があるわけじゃないですね。しかしながら、先ほど申し上げましたように、これから四千五百億、これは八百八十四億、こういうような膨大な国の金を使わしてもらいながら、経営者の考え方というものがあまりにも甘え過ぎておるといふのですか、もう企業としての経営者としてのそれがないのだからいさぎよく責任をとってもらいたいと私は思うのです。そういうような意味において、ほんとうに国がこれほどまで考えてやるのに、それを受けて立つ意欲がないような経営者はとつと辭表を出してやめなさいというところまであなた方は強く指導すべき立場にあるんじゃないですか。そうでなければ、それはもう国に全部献上したいわけですから、そういうような経営能力がない人は財産を預かる責任がないと私は思うのです。ですから、これは委員長に要望申し上げておきますが、何らかの措置を——石炭協会の会長が発言をしたことに関連をいたしまして、この委員会においても適切な措置をとってもらわなければ、この法案を上げる気はないとしますので、その点は委員長に要請を申し上げまして、私の質疑を終わります。

○田中委員長 ただいま村山委員の御発言につきましては、後刻理事会ないしは理事懇談会で御相談を申して、結論を出したいと思ひます。井手以誠君。

○井手委員 石炭特別会計の性格から、私は石炭問題についてたくさん意見を持っておりますし、お伺いしたいこともございますが、きょうは主として大蔵大臣に対して財政処理の基本について二、三点お伺いをいたしたいと思ひます。その前に、通産省のほうに一言苦言を呈しておきたいと思ひます。

ただいま村山委員から大槻石炭協会長の参議院内における暴言についてきびしい批判がございました。私は、石炭の関係者としてもっときびしい考えを持っておるのであります。石炭部長という

立場もございまいし、石炭協会の弁護のよう  
なことじゃなくて、もっと厳格な態度をとって  
もらいたい、これが私の要望です。二、三年前で  
すか、エコノミストにこういふことが書いてあり  
ました。石炭協会とはいかにして政府からよい金  
を取るかという金もらいの団体である、こう書い  
てありました。私はそれを取り上げてどうこうい  
うことは申しませんが、やはりそれには言われ  
るほどの裏があるといわねばならぬのです。一  
体大槻協会はそんなことを言える立場ではない  
と私は思うのです。

私の近所で一昨年の暮れ、全国に喧伝された、  
生産能率日本一とまで一時いわれた古賀山炭鉱が  
閉山をいたしました。その閉山に先立って、せ  
かく法律によって、かねがね泣き寝入りをして  
おった鉱害被害者に鉱害申告の権利を与えてお  
るにもかかわらず、全面的に打ち切り補償をしたの  
であります。被害者は家屋だけだろと思つて判  
を押したところが、あとになってみれば、ちやう  
ど質屋の裏書きのように、家屋に付随する構造物  
というものも入つておりますので、井戸の水が出  
なくなつたことも同時に打ち切り補償をされまし  
た。その他一切のものもそれに関連をして打ち切  
りをしておつたのであります。多くの人が泣  
いておりました。古賀山はまた炭鉱を始めるので  
あろうというので、多久市では、多久市内の貧乏  
な村が、三つの社有地の、当時農地であつたもの  
を、農地解放の際地方公共団体がわざわざ離作料  
百万円を支払つて社有地を保有してやつたことも  
ありますが、その社有地はかつてに処分されまし  
た。

〔委員長退席、倉成委員長代理着席〕

いわゆる政府金融機関から借り入れた金でりつぱ  
なアパートをたくさんつくりましたが、その大部  
分は、利子の関係が何か知りませんが、一年有半  
にわたつていまだお放置されておる、不良の巢に  
なつています。地元ではたいへんな問題になつ  
て、夕方からはもうその近辺に寄りつくことがで  
きませんので、やつと最近になつて有刺鉄線を

張つて出入りができないようにいたしました。ボ  
タ山はいまにもくずれそうだという危険な状態に  
あつたにもかかわらず、なかなか防災工事をしな  
かつたが、やつと私や石炭協会、保安局が努力し  
て若干の防災工事はやらせました。自分の炭鉱の  
閉山処理するろくくしない、そういう石炭協会  
長、私は断じて許すわけにはまいりません。通産  
省はもつときびしい態度をもって石炭協会を指導  
してほしい、この点を私は強く要望しておきま  
す。

そこで、国の財政について、私から申し上げる  
までもございませうが、国民の税金によつてまか  
なわれる支出は公正にまた効率的でなければなら  
ないことは申し上げるまでもありませんし、また  
鉄則として、目的外に使用されてはならないこと  
はもう御承知のとおりです。

そこで、その点についてお伺いしたいのは、先  
般の委員会でも申し上げました、石炭企業が民間  
金融機関から借り入れた金を社外に投入したもの  
について、それは三つのケースがあります。いわ  
ゆる炭鉱の第二会社、それが一つ。その次には炭  
鉱の関連企業、この中には問題点もあります。そ  
れと、炭鉱の企業とは全然関係のないレジャー、  
いわゆるホテル、観光施設などの、石炭企業とは  
全く関係ないもの、これが第三。以上合算します  
と八百六十億円にのぼつておるのであります。私  
は第二の石炭関連企業については問題があると思  
いますが、これは一応おくといたしまして、第三  
の、レジャー産業などに投資されたもの、投入  
されたもの四百二十億円。これはいかに石炭企業  
が大事だといへ、先刻も主計局長は、忍びが  
たきを忍んで私のほうは金を出すことにいたしま  
したとおっしゃつた。それほど忍びがたきを忍ん  
で出す国費であるならば、石炭企業以外に出した  
ものについては目的外でございしますから、当然四  
百二十億円というものは一千億円の第二回の肩が  
わりから差し引くのが当然であると思はれてお  
ります。議論の余地はないと思つております。大  
蔵省はいままでその方針で明治以来終始一貫して

財政処理に当たつてこられたと私は思つておりま  
す。今後ともそうでなくてはなりません。将来を嘱  
望される福田大蔵大臣ですから、国民の納得する  
御答弁が当然あると思ひますが、念のために、い  
かがなさるか承つておきたいと思ひます。

○福田大蔵大臣 過日の当委員会でも井手さんか  
ら、例をあげまして、特に三つの点につきまして  
御意見を交えられての御質問があつたわけでは  
ない。その御意見を私も拝聴いたしておりました、井手  
さんのおっしゃることは一々ごもつともだと思ひ  
ます。そう考へたのです。そこで、大蔵、通産両  
事務当局におきまして、御質問の要点につきま  
してこれを検討いたしたわけでございます。

そこで、ただいま御設例の社外投融資の問題で  
すが、この問題につきましてははつきりした意見  
統一をいたしたわけではあります。石炭以外の  
事業を営んでおる子会社に対しまして投融資をす  
る、あるいは他事業に設備投資をする、そういう  
ために銀行の借入れをする、そういうことが明  
確になつておるといふものについては一切再建交  
付金の交付はいたさない、こういうふうな考へて  
いたしたのであります。今度四千数百億円の膨大  
な金を出して石炭対策をいたすわけでありませ  
うが、これはことごとく国民の税金である、この税  
金が石炭の再建以外の目的に流れるというふうな  
ことがありますれば、これはまことに相済みぬこ  
とだ、さようなことのないようにこれは最善を尽  
くさなければならぬ、かようにかたく決意をいた  
しておりますので、どうかひとつ御期待のほどを  
お願いいたします。

○井手委員 たいへんりつぱな御答弁のようで  
ございます。しかし、お話の中でレジャー産業など  
に投資したものが明らかな場合にはつきり交付  
をしないとおっしゃいましたが、そこがなかなか  
むずかしいのです。御承知のとおり、投融資した  
ものについてはその石炭企業の考課には明らか  
に財産として載つておるのでありますから、それ  
はレジャー産業などに投入した分については処分  
してしかるべきであらう。処分しないならば別個

にその金は調達して整理に充ててべきがほんとう  
ではないか。この前も申し上げました。これは  
きよりの本筋ではありませんが、第一回の肩がわ  
りつてのときは、一千億円借入れ金の帳じりによ  
つて肩がわりをするといふことがございしました  
ので、その直前にはいふゆるかけ込みと申します  
か、力のある石炭企業はたくさん借入れをいた  
しました。これは過去の数字によつて明らかで  
す。これはすでに済んだことですから私はとやか  
くは申し上げません。けれども、そういうことを  
したといふことはお互い念頭に置かねばならぬ  
です。銀行から金を借り入れて、そしてその金を  
石炭企業に使つたか、あるいは社外投融資に使  
つたかは、それは番号がついておりませんからわ  
かりません。しかし、苦しい石炭企業がレジャー  
産業に手を出すほどの余裕のある金はないはず  
です。余裕があるならば、今日のように石炭企業は  
衰微をしていないであらうし、国が肩がわり  
するような措置の必要はないはずで  
す。レジャー産業、いわゆるホテルや観光施設に出した  
投融資というものは財産として明らかですから、  
その石炭企業が借りた借金の中には当然その財産  
は含まれてはいるはずで、したがって、私が申し  
上げるように、その財産については第二回の肩が  
わりから差し引くべきであるといふことになるの  
であります。

大臣、一言言つてもおわかりだらうと思つて  
すが、余つた、もうけた黒字の会社じゃございま  
せんよ。いまだ長い間国の助成を得てきた苦し  
い石炭企業が銀行から金を借りて、そして借りた  
その企業ではレジャー産業に投資する余裕はない  
はずである。にもかかわらず、四百二十億円とい  
う膨大な金を投資しておる。そして考課には財  
産としてきちんと載つておる。それから、今回のほ  
んど銀行の借金をなくそうという特別な措置に  
おいては、当然その四百二十億円の金は、明らか  
なものといふのじゃなくて、全部差し引くのが筋  
じゃございせんか。これはど手厚い恩恵を与え  
るならば、石炭企業に關係のないものは整理なさ

い、処分しない、そしてほんとうの石炭企業の実態に対してお救いいたしましょうというのが本筋じゃございませんか。先刻申し上げたように、私は不思議でたまらぬ。借金の多い金社にはよい貸してやる、それならうんと借金しておこう、そしてどんだん第二会社やあるいはレジャー産業に投資していい、そういう態度をとってきた石炭産業を許すことはできないのです。

繰り返し申しますが、この大事な金を国が使うのですから、国民の皆さま方に、明らかなものは差し引きますと言ふ程度では国民は納得しないはずで、井手さんと言ふけれども、レジャー産業にうんと出ているじゃないか、三池開発はあそこグリーンランドをつくっているじゃないですか、あれは銀行から借りた金ですよ、こう言われた場合に、明らかなものは差し引くことになつておるはずで、では国民は納得するはずがないのです。ホテルはそのままあるじゃないですか、こうおっしゃる。明らかなものと明らかでないものと、おっしゃる。それは石炭企業は苦しいから借金をしておる、だから国は恩恵を与えておる。筋はもうはつきりしておりますから。その点はひとつ国民が納得するように、世間ではそういうお話しも強いのですから、その点ははつきり四百二十億は——四百二十億は明確ですよ。これは差し引きますと言ふことははつきりおっしゃっていただきたいと思うのです。

○福田内務大臣 たいま申し上げておりますように、これは石炭企業の再建に使わなければならぬ金であります。そこで、そうでなくて、どうもレジャーだとか何とか、そういうものに借り入れ金が使われておるといふことが明確なものについてはこれを差し引く、こういうことを申し上げておるわけですね。それで三井鉱山について例をあげられて、井手さん先日からおっしゃっておられるのですが、これについては通産省のほうでいろいろ言ひ分がありますので、時間がありますればお聞き取りも願ひたいところでございますが、とにかく再建の役に立つように、これは一銭一厘と

いえどもむしなしゅうしては相ならぬ、かように大蔵省としてはかたく考えております。

○井手委員 いまのところはまだ四十点ぐらいしかいていないですね。まあ当局は大体わかっているはずですがね。

そこでお尋ねしますが、レジャー産業などに投資したものは石炭企業には関係がないということとは明らかでございますか。これだけは事務当局、一言でいいですか。

○藤尾政府委員 まことに恐縮でございますが、私から答えさせていただきます。

レジャー産業に投資いたしておりますのも、石炭会社自体がその企業を救いたいということ、で、レジャー産業を通ずる利益をもつて石炭会社の穴を埋めて石炭企業に資したいという意向も私は十二分に見受けられたと思ひます。

○井手委員 政務次官、そんなことが世の中に通るでしょうか。ほかのほうに、たくさん従業員をかかえておるから、もう石炭は先細りでもあるしという意味もあつてレジャー産業を思い立つたということ、私はわかる。しかし、ずっと損益対照表を見ておると、黒字の部分になつて石炭企業に返ってきたのは一万円あるかもしれないけれども、私はほとんど見たことがないのです。また初めからそう甘いものじゃございませう。そんなふうには善意であつたから、石炭企業を守るためにレジャー産業をやりましたからこれも関係があるとは言えないのじゃございせんか。これは財政の立場から大蔵省大臣にお伺ひいたします。一言でけっこうでございます、何にも注釈は要りませんから。レジャー産業に投資したものは石炭企業に関係があるかないか。ないならいいでいいです。

○福田内務大臣 どうもこれは一言ではなかなか言えないですね。これは会社を何とかしなければならぬという執念というか、熱意をもつてレジャー産業を営む、土地の開発をやる、こういうようなケースはよくあるわけですから、そういう問題をどういうふうにか、ケース・バイ・ケースで考

えていくかということが問題なんだろうと思ひます。

○井手委員 ようございます。それはもう国民が判断するでしょう。レジャー産業に出したものが石炭企業に使われておるかどうか、ほんとうに石炭企業に役立つものであるかどうか、そういうものに国が肩がわりしていいかどうかの判断は、国民がすると思ひます。もつと福田さんだから八十点ぐらいの答弁はできるだろうと思つておつたのですが、この問題はよろしゅうございませう。

それじゃ第二に移ります。今回第二回の肩がわりによつて有価証券なり土地という会社の財産が担保から解除されたもの、それを今後の石炭企業に担保力として活用しようという考えで、それに対しては損失補償までしてやろうという、きわめて恩情あふるような措置まで講じられておると思ひます。ところが、実際私も聞いてみると、会社は有価証券なり土地というものを次々に処分しかけておるといふことをしきりに聞くのです。政府の説明のとおり受け取りますならば、せつかく国が一千万円という大資金を肩がわりして担保を解除してやろう。その有価証券なり土地を今後の担保力として活用しようというその財産が、会社によつて次々に処分された場合はどうなりますか。それを活用する場合は損失補償いたしましやうというけれども、会社がそれを売却した場合はどうなります。ばかを見るのは国じゃございせんか。国民がじゃございせんか。その分は国が金を貸してやる。本来ならばその分だけは、担保解除したものは国が取り上げていいはずのもので、それをなお担保力として活用しようというのに対して、活用した場合は損失補償までしてやろうというあたかや方方に対して、そのあたかや温情に反して、会社がその有価証券なり土地を処分した場合はどうなるのです。——ちよつとお待ちください。私は主として財政当局、財政処理の方針を聞いておるのです。

○福田内務大臣 これもまことにごもつともな御話なんです。この間あなたの御意見、傾聴したのです。担保抜き財産が会社の状態のままにこれが処分されるというようにないがもしありとすれば、これは再建の趣旨にも沿ひませんし、再建に資するゆえんでもない。そういうようなことで、この担保抜き財産につきましてもこれを再建に役立たせる、こういう方向へ必ずこれを活用する、こういう方針でございます。

どういうふうによつていくのかということにつきましては、これは再建整備法の運用、活用、これに待つてはかたがたであります。この再建整備計画、またその実施状況の監査、資産処分のしかた、それから社外投融資の届け出、またその他の必要な報告もできるわけでありまして、それらの法の運用、活用を通じて、これはとにかくさうなことは絶対に相ないよう確保していきたい、さうな考えであります。

○井手委員 大臣は絶対にないやうにという声だけは大きかったのですが、法人が法人の意思として処分するものに、それで法的にこれを歯どめをする、規制する方法がございませうか。私はもうなるべく短い時間で、お互い忙しいからですから、効果的に質疑を終わりたいと思つておりますから、そのつもりでまだ答弁をお待ちください。ただ注意いたしますとか厳重指導しますということは、私は聞きません、これだけは。

私がはつきり申し上げておるの、法人としてそういう処分を、たとえ注意を受けてもしてしまふ、処分するものを、どうして歯どめできるかというところをお伺ひしておるわけですから、ただそういう法律上の根拠をもし御答弁ならひとつさういふふうにおっしゃっていただきたい。

○長橋政府委員 石炭産業再建整備法に基づきまして、事前段階で、再建整備計画の認定をいたします際にその辺を十分確認させた上で認定をするという事前チェックの段階が一つございませう。それからその後資産の処分を行なうとか社外投融資を行なう、こういう法人としての意思決定をいたします場合は、これに届け出の義務を課してございます。そしてその届け出内容が、石炭産業の再

建整備計画の実施に支障を来たすおそれがあるというふうな場合には、その矯正の勧告の規定がございまして、その勧告に従わない場合には、元利補給契約ないし今後の新しい再建交付金交付契約を政府として解除をするというきめ手が用意されているわけでございます。そういう背景のもとで通産省といたしましては、たまたま大蔵大臣が御答弁になりましたように、厳重にチェックをしてまいり、おおよそ再建整備に支障を来たすことのないような措置を厳格に勵行してまいり所存でございます。

〔倉成委員長代理退席、委員長着席〕

○井手委員 その程度では非常に心もとないのです。いままでも石炭産業に対して、生産についても保安についても、事業停止などという規定はあったけれども、どんなことをされてもそういうことの発動があつたためしはございません。自由経済、戦前から今日に至るまで。たとえそれが政治力が旺盛であらうとも、あんなことをしてと思われらるものについても、厳重注意の程度でございまして。私は、はたしてそれが歯どめになるとは甘くは考えたくないのです。企業がどんなに裏面で活発に動くかということについては、私は多くを申し上げるまでもございせん。現にそういう計画が着々と各社で進められておると私は聞いておるのです。私は、この第二の問題については、大蔵大臣が「絶対に」というおことは使われまして、それから、その点を特に評価いたしまして、第三に移りたいと思ひます。

第三の問題について、いわゆる会社の分離であります。九州の御三家の一つといわれるある石炭産業は十億の資本金を持っておつたのを、この前もお話し申し上げましたが、いい部門だけは、六億のいい財産をつけて分離いたしました。残った石炭企業はたゞさんの負債をかかえて四億円の資本金になりました。これだけの石炭政策の恩恵を受けて、今後そういう会社の分離傾向は私は次々に出てくると予想しなくてはならぬのです。私は、先般も資料を見せましたように、子会社の育成強

化ということが新聞にも麗々しく報道されておりました。これは会社の裏面の活躍を雄弁に物語っているものです。これはどの恩恵を受けてなおかつ子会社を優位に財産を処分して分離しようとするものに対して、政府はこれを歯どめすることができませんか。方法がございせんか。借金だけ石炭企業に残してまた石炭政策の恩恵にたよろうとする、そういう態度を改めさせるためには、さういうかつてなふるまいをさせないためには、きちんとした措置が必要であると考えますが、大蔵大臣の見解を承つておきたいと思ひます。

○福田國務大臣 いまお話しのような事態がもし起こるとすると、これはたいへんなことだと思ひます。さういふことは許され得ないことだと思ひます。通産省も従来とも意を用いてきたところと思ひますが、今後また四千数百億円の援助をする、こういうことでございせんから、この分離によつてその会社に損失を及ぼすというようなことは、これも絶対にないやうにひとつ措置していきたい、かやうに考えます。

ただ、さしつかえないと申しますか、分離いたしましてもこれは別に会社の石炭事業の経営に支障のない、また国に損害を及ぼさないというケースもあるだらうと思ひます。ですからその辺はケース・バイ・ケースの問題になるだらうと思ひますが、とにかく要点は、分離ということが行なわれて、よつて国損を生ずる、さういふやうなことがないやうにこれはもう極力戒心、努力をしなければならぬ、かやうに考えます。

○井手委員 大臣も存じでしようけれども、戦前の日本の産業、いわゆる財閥系企業の資本金の半分は石炭産業の利益から回されたものだといわれておりました。本来ならば、こんなに苦しいときならば、三井、三菱、住友、一切の企業が恩恵をこうむつたさういふ系列の成長産業からその利益の一部を回してもいいぐらゐのものなんです。最近になつて石炭産業は斜陽になつて国の石炭政策の保護を受けておる、恩恵を受けておる。それにもかかわらず小会社をどんどん育成強化して分

離していこう、先刻取り上げた九州の御三家の炭鉱は顕著な例であります。さういふ石炭産業にただ注意をいたしますということではなくて、何かそこに国民が安心して、政府の財政処理に信頼できる措置がとられてしかるべきだと私は思ひます。

○長瀬政府委員 不当な分離についての歯どめがあるかどうかという点についてお答え申し上げます。

元利補給金、再建交付金を受けます企業につきましては、再建整備法に基づきまして、再建整備計画の認定に際しましての十分なチェック、それからその実施状況の監査、それから監査に基づきまして必要な場合の勧告、勧告に従わない場合の契約解除、それからまた資産処分、社外投融資、さういふことに関連いたします面につきましては届け出義務を課しております。必要な場合におきまして勧告、また、矯正のための契約解除処分さういふことが用意されております。それから再建交付金、元利補給金の交付対象になつておられます企業につきましても、今回国会の御審議をお願いしております石炭鉱業経理規制臨時措置法の面におきまして、やはり事前事後におきまして経理規制措置が講ぜられておりますので、同じやうに不当なものにつきましてもチェックができる体制になつております。

このやうな制度を十分に活用いたしまして、おおよそ再建整備に分離によつて支障を来たすさういふおそれがあるやうな場合には、厳正に十分に措置してまいり考えてございせん。

○井手委員 私は、その程度のものでは非常に甘いと思つております。それでは安心できません。しかし、すでにさういふいろいろな約束ができて今日に至つておることも知つております。私は、さういふ国が一千億も金を出さうというものに対しては、何人も納得できるやうな財政措置でなくしてはならぬといふことをかねがね強く主張してまいりました。私は今回の措置について——私は、長い間国会において財政問題と取り組んでまいり

ました。あれほどきびしかった大蔵省としてはこれはどういふことであらうか、実は不審でたまらぬのです。しかしこれ以上は申し上げません。ただいままでも大臣から、あるいは次官、部長から御答弁のあつたやうに、ことばでなくて、現実に石炭企業の経理については厳格な監査指導を実行していただくやうに強く要望しておきたいと思ひます。

すでに今日まで石炭企業に対しては三千億円、新たな石炭政策においては、利子を含め四千五百億円、四十九年度以降はなくなるかといへば、通産政務次官さうではないのです。あなたは四十八年度で石炭政策は終わりますとおっしゃつた。そんな甘いものじゃございせん。元利補給金がなくなるはずのものはございません。再建交付金がそれで終わるはずのものではないのです。炭価を押えられたままに補給金が打ち切られるはずのものではないのです。公害だつて依然としてふえていくでありません。それらを考えますと、今後毎年九百億円前後石炭政策に支出を予定されておりますが、四十九年度以降におきても、若干金額は減るかもしれませんが、六百億円ないし七百億円の支出は当然出てくるかと私は思ひます。五十一、二年ごろまで考えましても、一兆円をこえるやうな石炭政策の費用、この膨大な石炭対策費の支出についてはもっと厳格にしてほしい。すべてを国家や国会にもたれかかろうとする石炭企業、何人も石炭業界は経営の努力に欠けておるといふことを言われておる。その欠けておる石炭企業に対しては、財政処理の立場から、企業指導の立場から、もっと厳重に監督指導せられんことを特に私は要望いたす次第であります。

それとともに、この石炭特別会計の採決にあつたのは、委員長もこの空気を察せられて、適正なる国会の意思をまとめていただきましますことを特に要望いたしまして、私の質問を終わります。

（拍手）  
○田中委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、  
本日は、これにて散会いたします。  
午後零時三十七分散会

昭和四十四年五月六日印刷

昭和四十四年五月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局